

お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止等の支援金 2021年度の新たな制度概要が明らかに

厚生労働省は4月9日、2021（令和3）年度の感染拡大防止支援金の申請方法等を公表した。

この支援金は、2月末までの申請に間に合わなかった医療機関を対象にしたもので、必要書類の提出期限は9月30日（当日消印有効）となっている。制度の概要やQ&Aは厚生労働省ホームページでご確認いただきたい。

「令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について
→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

《補助を受けられる医療機関》

- （1）令和2年度の「感染拡大防止支援金」の交付を受けていない医療機関等
- （2）令和2年度の「感染拡大防止支援金」の交付を受けたが、同支援金の申請日以降に新たに「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関（既給付の金額が100万円未満の場合）

《補助基準額》

- （1）令和2年度の「感染拡大防止支援金」の交付を受けていない医療機関等
 - * 診療・検査医療機関 100万円
 - * 病院・有床診療 25万円 + 5万円 × 許可病床数
 - * 無床診療所（医科・歯科） 25万円
- （2）令和2年度の「感染拡大防止支援金」の交付を受けたが、同支援金の申請日以降に新たに「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関
 - * 100万円と既に受けた給付額との差額

《補助対象経費》

2021年4月1日から2021年9月30日までに要した経費

- ① 感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について幅広く対象となる。

（例）

- 賃金、報酬、謝金
 - ※ 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象とならないが、受付事務や清掃の人材派遣料や外部委託費で従前からの契約に係るもの、などは認められる
- 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）
- 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など）、検査外注費
 - ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外
- 換気のための軽微な改修費（修繕費となるもの）
- 水道光熱費、燃料費、電話料、インターネット接続等の通信費
- 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料

- 既存の診療スペースに係る家賃
- 既存の医療機器・事務機器のリース料
- ② 本支援金の申請は1回限り。同一の物品や経費等について、他の補助金と重複して申請することはできない。
- ③ 2021年4月1日から2021年9月30日までに要する費用が補助対象であり、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に支出が見込まれる費用も合わせて概算額で申請できる。概算で申請した場合は事業終了後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておく。

《申請手続き》

【申請期限】

2021年9月30日（当日消印有効）

【申請に必要な書類】

厚生労働省ホームページからダウンロードして記載。紙媒体で郵送。

申請様式「令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について
→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

(1) 申請する経費の支出がすべて終わっている場合

- ① 交付申請書（第5号様式）
- ② 申請書の別紙
- ③ 厚生労働省への請求書
- ④ 申請する経費に係る領収書等の写し
- ⑤ 「診療・検査医療機関」は都道府県の指定通知書等の写し

(2) 概算額で申請する場合

- ① 交付申請書（第3号様式）
- ② 申請書の別紙
- ③ 厚生労働省への請求書（事後の「実績報告」提出時に領収書等を添付する）
- ④ 「診療・検査医療機関」は都道府県の指定通知書等の写し

《事業実績報告の提出》

概算額で申請した場合は、事業（支出）が終わった日から1か月以内、または2022年4月10日のいずれか早い日までに以下の提出書類を作成して郵送。

- ① 事業実績報告書（第4号様式）、② 実績報告書の別紙、③ 領収書等の支出額が分かるもの（写し）

※ 実績報告書は、前記申請様式と同じHPからダウンロード

《申請書および事業実績報告の提出先》

〒119-0397 銀座郵便局留

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

《申請に関する相談窓口》

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）